

4 2015 (平成27年)



さくら

原田会計事務所所報

編集発行人
税理士

原田 啓吾

広島市中区十日市町1-3-37
十日市町ビル 〒730-0805
TEL 082(291)9870(代)
FAX 082(295)2121
URL <http://www.haradakaikai.net/>

4月

(卯月) APRIL

29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	.	.

ワンポイント すまい給付金の支給額が19億7千万円

すまい給付金は、消費税率引上げによる負担増緩和のため平成26年4月から実施されていますが、国土交通省によると実施後9月までの半年間で7,710戸に給付し、給付額は約19億7千万円にのぼっています。給付金申請期限は住宅引渡し後1年以内。ただし、消費税率8%時で年収510万円以下の人のが対象です。

4月の税務と労務

- 国 税／3月分源泉所得税の納付 4月10日
- 国 税／2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月30日
- 国 税／8月決算法人の中間申告 4月30日
- 国 税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 4月30日
- 地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税／固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日～4月20日
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税／軽自動車税の納付
市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労 務／労働者死傷病報告(休業4日未満:1月～3月分) 4月30日

税制改正 ポイント

平成二十七年度税制改正では、法人税改革、高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化など、経済の好循環の確実な実現に資する措置が設けられています。

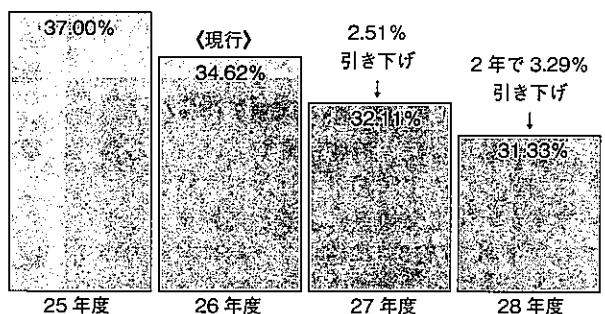
以下、主な改正項目のポイントを整理してみます。

【改正項目タイムスケジュール】

改正項目タイムスケジュール

平成 27年	1月	● 相続税の基礎控除を従来の6割に縮小
	1月	● 相続税の最高税率を5%引上げ(55%に)
	1月	● 所得税の最高税率を5%引上げ(45%に)
	△ 事業承継税制の抜本的見直し	
	○ 小規模宅地等の相続税の特例の拡充(適用対象面積の見直し)	
	○ 住宅取得資金の贈与の非課税枠の拡大	
	● エコカー減税の対象車を見直し(自動車取得税・自動車重量税)	
	△ 軽自動車税(新車)の引上げただし、電気自動車は75%・燃費の良いガソリン車は最大50%減税	
	○ 法人の実効税率を2.51%引下げ	
	● 欠損金の繰越控除制度の見直し(大法人)	
平成 28年	4月	● 法人事業税の税率改正(大法人)
	○ 結婚・出産・子育て費用の一括贈与非課税(1,000万円)創設	
	● 年収1,200万円超の会社員の給与所得控除を230万円に縮小	
	○ NISAの非課税枠を拡大(100万円→120万円)	
	○ 非課税投資枠80万円の子ども版NISAを創設	
	4月	● たばこ税で6銘柄の軽減特例を段階的に廃止
	10月	○ 住宅取得資金の贈与の非課税枠を最大3,000万円に拡大
	1月	● 年収1,000万円超の会社員の給与所得控除を220万円に縮小
	4月	● 消費税率の引上げ(8%→10%)
	○ 減税 ● 増税 △どちらともいえない	

図表1 法人の実効税率の推移



(注) 国、地方あわせた税率(全国の標準税率)

主要項目の適用時期は、下表のようになります。なお、前年度以前の改正で適用時期が今年度以降となる項目も記載しています。

法人課税

1 法人税率の引下げ

法人税の税率を二三・九%(現行二五・五%)に引き下げ、法人の平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度について適用されます。国税と地方税を合

わせた法人実効税率は、平成二十七年度と二十八年度の二年間で三・二九%引き下げます。本年度は二・五一%下げて三二・一一%になります(図表1参照)。

2 中小法人の軽減税率等の延長

中小法人の軽減税率(年八〇%)と、軽減税率の特例(一五%)は平成二十九年三月末まで延長されます。

3 欠損金の繰越控除制度の見直し

大法人については、平成二十七年四月一日以後開始する事業年度から控除限度額が縮小されます。一方、全法人を対象に、欠損金の繰越期間が九年から十年に延長されます。

A) 拡充の注目点は、未成年者を対象にした「子ども版」の創設です。両親・祖父母が子や孫のために専用口座を開いて投資する場合、年八〇万円の非課税枠が設けられます。

1 NISA

1 少額投資非課税制度(NIS)

所得・資産課税

1 NISA

少額投資非課税制度(NIS)

一方、現行のNISAの非課税枠も年一〇〇万円から一二〇万円に増えるので、夫婦と子供二人の世帯では年四〇〇万円までの投資で得る運用益が非課税となります(図表2参照)。

2 住宅取得資金の贈与

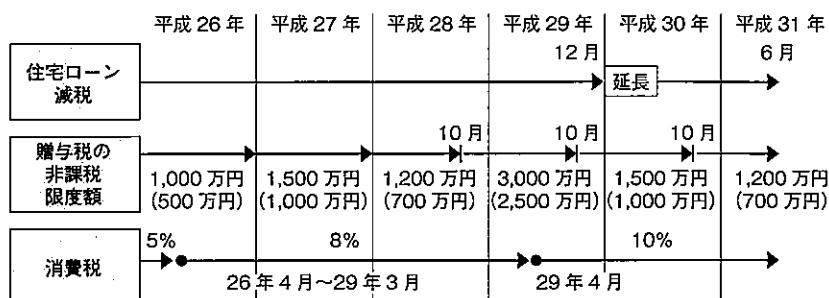
高齢者層から若年層に資産を移して住宅需要を刺激し、省エネルギー性や耐震性などを備えた質の高い住宅を増やすことを目的に、住宅取得資金に係る贈与税の非課税措置は、適用期限を延長して拡充されます（図表3参照）。

図表2 子ども版NISAの新設とNISAの拡大

	子ども版NISA	NISA
対象年齢	0～19歳	20歳以上
年間の投資上限	80万円 (5年で最大400万円)	120万円 (5年で最大600万円)
非課税の投資商品	上場株式、公募株式投信など	
投資できる期間	平成28年4月*から平成35年12月末まで	
非課税の期間	投資した年から最長5年	
運用口座の管理	親権者が代理	本人

*NISAの投資上限引上げは平成28年1月から

図表3 住宅取得資金の非課税



てを後押しするため、これらの資金の一括贈与に非課税措置が創設されます。
二〇歳以上五〇歳未満の子や孫の結婚・子育て費用に充てる

ための資金を信託等した場合に、一人、1,000万円（結婚費用は300万円）まで贈与税が掛かりません（図表4参照）。

4 確定拠出年金

5 ふるさと納税が拡充され、従業員が加入する個人型確定拠出年金に小規模企業事業主が認められます。また、個人型確定拠出年金に加入者が追加され、税制上の優遇措置も適用されます。

4 確定拠出年金

5 ふるさと納税が拡充され、従業員が加入する個人型確定拠出年金に小規模企業事業主が認められます。また、個人型確定拠出年金に加入者が追加され、税制上の優遇措置も適用されます。

4 確定拠出年金

5 ふるさと納税が拡充され、従業員が加入する個人型確定拠出年金に小規模企業事業主が認められます。また、個人型確定拠出年金に加入者が追加され、税制上の優遇措置も適用されます。



図表4 一括贈与の対象

贈与非課税の対象と対象外（○は対象、×は対象外）

結婚・出産・子育て資金贈与	
○ 受贈者1人あたり最大1,000万円まで（平成27年度から）	・結婚式の費用、新居の家賃（結婚関係300万円まで） ・出産費用、不妊治療費用 ・子どもの医療費・保育料
×	・新居の家具や家電、ベビー用品
教育資金贈与	
○ 受贈者1人あたり最大1,500万円まで	・学校の入学金や授業料 ・修学旅行費、学校給食費、学校指定の制服代 ・スポーツ、音楽、絵画などの習い事の月謝 ・留学渡航費 ・通学定期券代
○ 新たに対象に追加	・手品、麻雀、占い教室などの月謝
×	

法人の役員に対して贈与・低額譲渡した場合の消費税の取扱い

消費税は、原則として、実際に受領した課税資産の譲渡等の対価の額が課税標準となります。例外として、対価を得ない取引に対して、対価を得て行う資産の譲渡とみなして課税される場合と一定の取引でその対価の額が時価に比べて著しく低い場合には、その時価を対価の額とみなして課税されます。

法人がその役員に対して贈与や低額譲渡した場合は次のように取り扱います。

1 法人が役員に対して贈与した場合

課税資産を役員に贈与した時のその資産の価額(時価に相当する金額)を課税標準とします。ただし、棚卸資産を贈与した場合には、その棚卸資産の仕入価額以上の金額、かつ、通常他に販売する価額の概ね50%に相当する金額以上の金額を対価の額として確定申告したときはその取扱いが

認められます。

2 法人がその役員に対して低額譲渡した場合

実際に役員から受領した金額ではなく、その譲渡の時におけるその資産の価額(時価に相当する金額)を課税標準とします。

この場合の、その資産の価額に比べて著しく低い価額により譲渡した場合とは、その資産の時価の概ね50%に相当する金額に満たない価額により譲渡した場合をいいます。

なお、譲渡資産が棚卸資産である場合、譲渡金額が、その資産の仕入価額以上の金額で、かつ、通常他に販売する価額の概ね50%に相当する金額以上の金額であるときは、著しく低い価額により譲渡した場合には該当しないものとして取り扱われます。

ただし、贈与や低額譲渡が、役員や使用者の全部に対して一律にまたは勤続年数などに応じて合理的に定められた値引率に基づき行われた場合は、時価ではなく実際の対価の額により課税されます。

商品券の発行に係る消費税の取扱い

百貨店等が商品券を発行する場合、その商品券の原始発行は、資産の譲渡等に該当しないため、消費税の課税の対象とはなりません。商品券について課税が生ずるのは商品券が商品と引き換えた時点となります。したがって、商品券の発行時点で収益に計上する方法、または、商品券の発行代金を預り金として処理し、商品と引き換えた時点で収益に計上する方法のいずれの経理方法によっても、二重に課税されることはありません。

なお、法人税では、商品券を商品と引き換えた時点で収益に計上している場合、未引換券については、その発行事業年度の翌期首から3年を経過した日の属する事業年度終了の時(足掛け5年目の事業年度)に収益計上することとされていますが、この未引換券の収益計上は資産の譲渡等を伴わないものであり、原則として消費税の課税の対象とはなりません。

災害により引き続き居住できなかつた場合の
住宅借入金控除の適用可否

住宅借入金等特別控除を適用するには、家屋を新築した者が、新築、取得等の日から六ヶ月以内に入居し、かつ、控除を受ける年の十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年や災害で居住することができます。これらのこと)まで引き続き居住していることが必要です。

しかし、例えば台風による損壊の修復のために二ヶ月間その住宅に住むことができなかつた場合などのように、災害により家屋の一部が損壊し、その損壊部分の補修工事等のため一時的に居住の用に供しない期間があつたとしても、この期間は引き続いて居住しているものとして取り扱うこととされています。